

川崎市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付要綱

(令和 7 年 1 0 月 1 6 日市長決裁 7 川経経第 4 5 8 号)

(通則)

第 1 条 川崎市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金（以下「支援金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 1 3 年川崎市規則第 7 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、燃料価格の高騰等の影響など厳しい社会経済環境の中でも、地域経済や市民生活に重要な物流を支える市内中小貨物自動車運送事業者の経営の安定化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一般貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）第 2 条第 2 項に規定する、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

(2) 特定貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）第 2 条第 3 項に規定する、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業をいう。

(3) 中小貨物運送事業者

資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下であって、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可を受けた法人又は個人をいう。

(4) 営業所

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）に基づく一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可及び認可対象となる事業場で、第 1 号または第 2 号に定める事業を行うための自動車を有する事業所をいう。

(5) 自動車検査証記録事項

道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 8 条第 2 項に規定する、自動車検査証記録事項をいう。

(6) みなし大企業

- ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有又は出資している事業者
- イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有又は出資している事業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者

(交付申請者)

第4条 交付申請者は、次の各号のすべての要件に該当する者とする。

- (1) 中小貨物運送事業者（以下「事業者」という。）であること。
- (2) 川崎市内に営業所を有していること。
- (3) 令和6年4月1日時点において第3条第1項第1号または第2号の事業を実施しており、申請日時点において引き続き事業継続の意向がある事業者であること。
- (4) 川崎市税（法人にあっては法人市民税を、個人にあっては個人市民税をいう。）の納税義務者であること。
- (5) 川崎市税等の滞納がないこと。
- (6) 事業を営むに当たり関連する法令及び条例等を遵守していること。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、支援金の対象としない。

- (1) 申請年度において本支援金の交付を受けた者
- (2) 法令、条例、川崎市補助金等の交付に関する規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (4) 法第2条第6号に規定する暴力団員
- (5) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (6) 法人格を持たない団体にあっては、法人の役員と同等の責任を有する者が暴力団員に該当する者
- (7) 公序良俗に反する等の市長が適当でないと認める者
- (8) 政治団体
- (9) 宗教上の組織又は団体
- (10) みなし大企業に該当するもの

(支援金額)

第5条 支援金額は、1事業者あたり10万円とする。

2 前項の支援金の交付は、1事業者1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする交付申請者は、川崎市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付申請書兼実績報告書(第1号様式。以下「交付申請書兼実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業に係る許可書の写し

(2) 自動車検査証記録事項の写し

(3) 暴力団排除に係る誓約書(第2号様式)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類は、申請者が第4条に規定する交付申請者であることを確認できる書類として市長が認める書類をもって代えることができる。

3 募集要領で指定した期間内であっても、予算上限に達した場合は、先着順をもって受付を終了する。

(審査)

第7条 前条の規定に基づき申請があったときは書面による審査を行うものとする。

2 前項の審査において必要と判断した場合は、申請者に対し、申請内容に係る資料の追加等を求めることができる。

(交付決定等)

第8条 市長は審査の結果を踏まえ、支援金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合は川崎市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付決定兼交付額確定通知書(第3号様式)により、不交付の場合は川崎市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金不交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

3 市長は、必要があると認めたときは、交付決定にあたり条件を付することができる。

(支援金の請求)

第9条 第8条により交付額の決定通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、速やかに支援金の請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、適法な前項の交付請求書を受けて、30日以内に本支援金を交付する。

(交付決定の取消し又は支援金の返還)

第10条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。また、市長は、期限を定めた上で、既に交付した支援金の返還を命ずることができる。

- (1) 支援金の交付を受ける日までに第4条に規定する交付申請者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 支援金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請、その他不正な手段によって支援金の交付決定を受けたとき。
- (4) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (5) 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。
- (6) 交付対象者が自ら申請の取下げの申し出をしたとき。

2 市長は、交付決定を取り消すときは、川崎市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付決定取消及び返還通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

3 市長は、交付対象者が第1項第2号から第5号までの規程に該当した場合、交付対象者等の名称及びその内容を公表することができる。

4 前項までの規定に関わらず、支援金の交付の取消しが天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき支援金額の全部又は一部を免除することができる。

(加算金及び延滞金)

第11条 交付対象者は、前条第1項第2号から第5号の規定による取消しにより、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられるものとする。

3 交付対象者は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(暴力団排除の確認)

第12条 市長は、交付申請者又は交付対象者の、第4条第2項第3号から第6号までの該

当の有無について神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（協力の要請）

第13条 市長はこの要綱に基づき支援金の交付を受けた者に対し、事業効果等に関する資料の提供や、本市が行うアンケートなどの調査や、広報などの協力を要請することができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めのない事項については、他に定めのある場合を除き、市長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年11月4日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和13年3月31日をもって、その効力を失う。